

このたびの西日本豪雨で被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

支部や班での消費税学習がすすんでいます 学んで「10%・複数税率・インボイス」反対を！

7月10日（火）関原支部 館班会が開催されました。全商連作成のDVD「消費税の複数税率・インボイスってなに」を見た後、役員や事務局からの説明も聞き、感想を話し合い、多くの疑問・不満・不安が出てきました。

特に、複数税率導入後、2023年から消費税課税業者が仕入税額控除をするために必要となる「インボイス」適格請求書は課税業者しか発行できないため、免税業者からの仕入れは税額控除ができなくなる事、そのため免税業者は仕事の受注のために課税業者になるか廃業するか選択を迫られる可能性が高い事については、「売上げが少ないのに課税業者になるなんて」「どっちにしても中小業者がつぶれる」「10%の方がはつきりする」とまで話が出ました。



複数税率による事務や管理の煩雑さについても「やりきれない」「仕事の請け方まで変わる」と危機感を募らせました。

7月9日付の商工新聞全国版で、複数税率を知っている人の4割が「商売に影響がある」、「一方で7割の人がインボイス制度の内容を「知らない」と回答しています。長岡民商では関原・東・中央・西長岡支部で総会などの際に学習をしています。DVDは事務局にもあります。みなさんの支部でも学習とともに反対の声を挙げましょう。

税務署でもまちがいはあります
変だと思ったら民商に相談を！

先日、ある会員さんから相談がありました。その方は今年の確定申告の時期に長期入院治療の必要があったため、事務局と相談し、税務署に申告期限の2ヶ月延長を申請し、文書で5月15日迄延長する旨回答をもらい、退院後の5月上旬に申告手続きをしました。ところが6月になって「申告が遅れたので違反金を支払うように」との文書と納入書が届いたのでビックリ。理由がわからないとの事。事務局が税務署に直接出向き延長許可文書を見せ問い合わせる、しばらく待たされた上言われたのは「すみませんこちら（税務署）のミスです」。申告遅れ者に文書を一齐送付する際のチェック漏れとの事。担当者は「大変申し訳ありませんでした。」と頭を下げました。

よくわからずに払わされていたら大変な事、本来間違いですむ話ではありません。怪しい、納得できない時は民商に相談を！

世界大会に参加します！

8月3日から6日にかけて広島市で行われる原水爆禁止2018世界大会に佐藤事務局が参加する事になりました。今回の参加にとっても前向きに取り組んでいます。成果に期待大です。皆様からも応援して戴きたいと思っております。

